**千葉市建設工事等契約の代理受領に関する事務取扱要領**

（目的）
第１条　この要領は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約（以下「工事請負契約等」という。）において、千葉市建設工事請負契約約款第４２条、千葉市設計業務等委託契約約款第３８条及び千葉市建築設計業務委託契約約款第３８条にそれぞれ規定する「第三者による代理受領」の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　前条の代理受領とは、受注者（以下「委任者」という。）が、請負代金又は委託料（以下「請負代金等」という。）の全部又は一部の受領に係る権限を第三者（以下「受任者」という。）に委任することをいう。

２　代理受領の対象は、完成払（部分引渡しに係る請負代金等の支払を含む。）又は、部分払についてのみ行うものであり、前金払及び中間前金払については適用しない。

（代理受領の承諾申請）

第３条　委任者は、市長の代理受領の承諾を得ようとするときは、請負代金等代理受領承諾申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）２通に記名押印し、受任者に請負代金等の受領権限を委任することを証する書面（様式第１号別紙）（以下「委任状」という。）の原本１通及び委任者と受任者の債権債務関係が確認できる書類（以下「債権債務関係確認書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書、委任状及び債権債務関係確認書類（以下「申請書類」という。）は、建設工事等担当課長に提出するものとし、郵送による提出は認めない。

３　建設工事等担当課長は、申請書類を受領した場合は、予算担当課長にすみやかに送付するものとする。

（代理受領の事務処理）

第４条　代理受領の承諾及び取消しに関する事務処理は、予算担当課長が行うものとする。

（代理受領を承諾する場合）

第５条　市長は、貸付債権の保全又は回収を容易に行うために、金融機関が受任者となる場合に限り、代理受領を承諾するものとする。

２　市長は、申請書類を確認の上、第６条に該当する場合を除き、代理受領を承諾するものとし、記名押印した申請書１通及び委任状の写しを委任者に交付するものとする。

３　市長は、申請書１通及び委任状の原本を保管するものとする。

４　第１項の金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和２９年法律第１９５号)第３条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

（代理受領を承諾しない場合）

第６条　市長は、次に掲げる場合は、代理受領を承諾しないものとする。

（１）請負代金等の受領権限の委任において、市長の相殺権を放棄させる等、その他市

長の請求権を放棄させるものである場合

（２）請負代金等の受領権限の委任において、代理受領を求める金額（以下「代理受領

額」という。）が請負代金等を超過している場合

（３）請負代金等の請求権の全部又は一部について、市長が代理受領又は債権譲渡を承

諾している場合

（４）請負代金等の請求権の全部又は一部について、仮差押、差押又は滞納処分がなさ

れている場合

（５）談合による損害賠償金で千葉市への支払い残額があり、かつ支払が滞っている場

　合

（６）委任者の履行能力に疑義が生じている等、その他代理受領の承諾に不適当な事由

がある場合

２　市長は、代理受領を承諾しない場合は、請負代金等代理受領不承諾通知書（様式第２号）により通知し、第３条に規定する書類をすべて返却するものとする。

（代理受領の承諾申請の取消し）

第７条　委任者は、代理受領の承諾申請を取り消すときは、請負代金等代理受領承諾取消申出書（様式第３号）に、市長が交付した申請書の原本及び受任者の委任の解除を同意する書面（様式任意）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申出を受けたときは、第３条に規定する書類をすべて返却するものとする。

（代理受領の承諾の取消し）

第８条　市長は、第５条の規定により代理受領を承諾した後に、第６条第１項に該当する事実が明らかになったときは、代理受領の承諾を取り消すこととし、第６条第２項の規定を適用する。

（代理受領額の変更）

第９条　委任者は、代理受領額を変更しようとするときは、第７条の規定により承諾申請を取り消し、第３条の規定により代理受領を再申請しなければならない。この場合において、第７条第１項の受任者の委任の解除を同意する書面及び第３条の規定による委任状は、受任者の代理受領額の変更を同意する書面（様式任意）をもって代えることができる。

（工事請負契約等の変更）

第１０条　工事請負契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じた場合で、代理受領額が委任者の請求権を有する請負代金等の額を超えるときは、前条の規定を適用する。

（請負代金等の請求）

第１１条　委任者は、請負代金等の請求にあたっては、請求書（様式第４号）に受任者の代理受領額を明記するとともに、受任者が委任者の代理人である旨を明記した委任状（参考）を添付しなければならない。

２　前条の規定による代理受領額の変更がなされていない場合の受任者の代理受領額は、委任者が請求権を有する請負代金等の額とする。

（その他）

第１２条　工事請負契約等に係る代理受領の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。